

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環である。

文部科学省の平成30年度学校給食実施状況等調査によると、平成30年度の国公立学校の完全給食実施率は、小学校が98.5%、中学校が86.6%、特別支援学校が88.8%、夜間定時制高校が52.6%となっており、小中学校の実施率は高く、学校給食に対する国民の強い願いの表れでもある。

学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び整備については設置者の負担と位置付けられており、それ以外は保護者となっている。その保護者が負担する学校給食費は小学校で月額4,343円、中学校で月額4,941円と報告されている。経費の負担について文部科学省の学校教育課は設置者の判断で保護者の負担軽減(負担なしも含む)を図ることが可能であるとの見解から、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、一部補助する市町村も増えてきている。

これらには、学校給食のもつ教育的効果に加え、栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を家庭の状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要であるという背景があると考えられる。

しかし、給食費の無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

2016年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども子育て世帯の支援拡充として給食の無償化が打ち出された。

よって、政府におかれては、こうした状況に鑑み、財政確保も含め国の責任において、すべての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 萩生田 幸一 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様